

第37回新潟県柔道整復師会県下少年柔道大会 兼

文部科学大臣杯争奪第35回日整全国少年柔道大会新潟県予選会

開催実施要項

- 1 主 催 公益社団法人 新潟県柔道整復師会
- 2 後援予定 公益社団法人 日本柔道整復師会
新潟県 上越市教育委員会
新潟県柔道連盟 新潟県柔道少年団
NHK新潟放送局 新潟日報社 BSN新潟放送
上越タイムス社 上越ケーブルビジョン
- 3 期 日 令和8年7月26日(日)
- 4 会 場 謙信公武道館 大道場
上越市戸野目古新田 375
TEL 025-520-8897
- 5 日 程 (1) 受 付 午前 8:00～8:30まで
(2) 審判・監督会議 午前 8:30
(3) 開 会 式 午前 9:00
(4) 閉 会 式 予定 午後 1:00
- 6 参加資格 (1) 一団体につき5名まで。
(2) 小学4年生以上で学年ごとの申込人数の上限はなし。
申込例1 小4・小4・小6・小6・小6
申込例2 小5・小5・小5・小5・小5
(3) 新潟県に在住している小学生。国籍、男女は問わない。
学齢年齢であること。
(4) 全日本柔道連盟会員登録済みであること。
(5) 申込締切後の登録選手の変更は認めない。
- 7 参加料 (1) 一人500円
(2) 大会当日に監督が選手人数分を受付にて支払うこと。
(3) 当日欠場の場合でも、申込時の人数分で参加料を徴収する。

- 8 試合方法 (1) 各学年3階級（軽量級・中量級・重量級）に分け予選トーナメントを行う。

	軽量級	中量級	重量級
4年生	33kg	40kg	40kg超
5年生	37kg	45kg	45kg超
6年生	40kg	50kg	50kg超

体重区分は目安である。大会当日の計量は行わない。

人数の偏りにより順位決定リーグ進出者に試合数による不公平が生じるような場合は人数調整を行う。

- (2) 4年生は各階級の1位3名で順位決定リーグ戦を行う。
(3) 5・6年生は軽量級1位、中量級1位、重量級上位2名の4名で順位決定リーグ戦を行う。
(4) 国際柔道連盟試合審判規程・少年大会試合審判規程・大会申し合わせ事項による。

日整全国少年柔道大会（11月開催）の試合規程に準じる。

- (5) 勝敗の決定方法は「一本」「技有」「有効」「僅差」とし、時間内で勝敗が決しない場合は、旗判定とする。ゴールデンスコア方式の延長戦は行わない。

※「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（有効以上）がない、又は同等の場合、「指導」差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。

- (6) 試合時間は2分間とする。
(7) 不測の事態が生じた場合は、審判長に一任する。

- 9 参加申込 (1) データ（Excelファイル）で申込みこと。

- (2) 申込方法

新潟県柔道整復師会ホームページから参加申込書をダウンロードし、参加申込フォームから申込み。

「新潟県柔道整復師会」を検索、もしくは下記URL

<http://www.niigataken-sekkotusikai.or.jp/index.html>

新潟県柔道整復師会 TEL 025-245-2815

- (3) 登録選手名は、低学年順で記入すること。
(4) 申込締切 令和8年6月5日（金）必着

- 10 組合せ (1) 過去の成績を加味して組合せを行う。また、極力同団体の選手同士が早い段階で対戦しないよう組合せを行う。

- 11 表 彰 (1) 4年生は優勝・準優勝・第3位を表彰する。
5・6年生は優勝・準優勝・第3位・第4位を表彰する。

- 12 文部科学大臣杯争奪第35回日整全国少年柔道大会への出場
文部科学大臣杯争奪第35回日整全国少年柔道大会に団体戦
チームを結成し参加する。

(対象者) 4年生において優勝者の1名
5・6年生において優勝者・準優勝者の2名
合計5名にて団体戦チームを結成する。

(日 程) 令和8年11月8日(日)

(場 所) 講 道 館

- 13 そ の 他 (1) 参加者全員の傷害保険は主催者負担とする。
(2) 負傷については、応急手当はするが事後の責任は持たない。
(3) 柔道衣の色は無地・白色とする(ラインの入った練習用の柔道衣は不可)。また、出場選手は、必ずゼッケンを縫い付けた柔道衣を着用のこと。
(4) 下足ロッカーは使用せず、下足袋を持参し各自で保管すること。
(5) 各チームで出たゴミは責任をもって持ち帰ること。
(6) 大道場へは大会役員、選手、ID携行者のみ入場を認める。
IDは受付時に配布する。
(7) 閉会式終了後、選手、保護者の方も畳上げにご協力をお願いします。
ます。

- 14 脳震盪対応について

選手および指導者は下記事項を遵守すること

- (1) 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
(2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)
(3) 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
(4) 当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。